

「JPNIC における IPv6 アドレス割り振りおよび割り当てポリシー」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>冒頭の組織名</p> <p>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</p>	<p>冒頭の組織名</p> <p>一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</p>
<p>本文書の立場</p> <p>本文書は、APNIC が発行している以下の APNIC、ARIN、RIPE NCC のコミュニティによって共同で議論され策定され た文書をもとに記述されている。</p> <p>『IPv6 Address Allocation and Assignment Policy』</p>	<p>本文書の立場</p> <p>本文書は、APNIC が発行している以下の文書をもとに記述されている。</p> <p>『APNIC Internet Number Resource Policies』</p>
<p>2. 定義</p> <p>Regional Internet Registries (APNIC, ARIN, RIPE NCC, LACNIC, AfrNIC, plus possible future RIRs)</p>	<p>2. 定義</p> <p>Regional Internet Registries (APNIC, ARIN, RIPE NCC, LACNIC, AFRNIC, plus possible future RIRs)</p>
<p>5. 割り振りと割り当てのポリシー</p> <p>「IPv6 割り振り/割り当て申請のための JPNIC ガイドライン」</p> <p>http://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01127.html</p>	<p>5. 割り振りと割り当てのポリシー</p> <p>「IPv6 割り振り/割り当て申請のための JPNIC ガイドライン」</p> <p>http://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01127.html</p>
<p>5.2.1. 初期割り振りの基準</p> <p>IPv6 アドレス空間の初期割り振りの資格を得るには、申請する組織は、</p> <p>a) IP 指定事業者であること</p> <p>b) エンドサイトでないこと</p> <p>c) 割り当て先組織に対し、IPv6 の接続性を提供する計画があること</p> <p>d) IPv4 アドレスの割り振りを受けている IP アドレス管理指定事業者であり、割り振りを受けた IPv6 アドレスを他の組織へ割り当てまたは再割り振りを行い、2 年以内に当該アドレス空間をインターネットメインルーティングシステムで広告すること、または 2 年以内に最低でも 200 の割り当てを行う計画があること</p>	<p>5.2.1. 初期割り振りの基準</p> <p>IPv6 アドレス空間の初期割り振りの資格を得るには、申請する組織は、</p> <p>a) IP 指定事業者であること</p> <p>b) エンドサイトでないこと</p> <p>c) 割り当て先組織 やエンドユーザに対し、<u>2 年以内に</u>、IPv6 の接続性を提供する計画があること</p>

<p>以上の <u>4</u>つを満たさねばならない。</p> <p>プライベートネットワーク(グローバルインターネットに接続を行っていないネットワーク)も上記と同等の基準を満たしていれば IPv6 アドレスの割り振りを受けられることがある。</p>	<p>以上の <u>3</u>つを満たさねばならない。</p> <p><u>5.2.2 項にて定める初期割り振りの最小サイズより大きなアドレス空間を必要とする場合、割り振りサイズは、ユーザー数、組織のインフラストラクチャーの範囲、組織の階層のおよび地理的構造、インフラストラクチャーのセキュリティのためのセグメンテーションおよび、割り振りアドレス空間の設計寿命を基に決定される。</u></p> <p>プライベートネットワーク(グローバルインターネットに接続を行っていないネットワーク)も上記と同等の基準を満たしていれば IPv6 アドレスの割り振りを受けられることがある。</p>
<p>5.3.3. 追加割り振りのサイズ</p> <p>組織が割り振られたアドレス空間において必要な利用率を満たした場合、その組織は、結果としてアドレス空間が 2 倍となる追加割り振りをただちに受けられる。その追加割り振りは、複数の独立したネットワークに対して連続しない別個のアドレスレンジが要求された場合を除き、可能な限り隣接したアドレスブロックから行われる。つまり既存の割り振りが 1 ビット左に拡大する。</p> <p>組織がより大きなアドレス空間を必要とする場合、<u>2 年間の必要量</u>を証明する審議情報を提出しなければならない。<u>割り振りはこの必要量を基にして行われる。</u></p>	<p>5.3.3. 追加割り振りのサイズ</p> <p>組織が割り振られたアドレス空間において必要な利用率を満たした場合、その組織は、結果としてアドレス空間が 2 倍となる追加割り振りをただちに受けられる。その追加割り振りは、複数の独立したネットワークに対して連続しない別個のアドレスレンジが要求された場合を除き、可能な限り隣接したアドレスブロックから行われる。つまり既存の割り振りが 1 ビット左に拡大する。</p> <p>組織がより大きなアドレス空間を必要とする場合、<u>必要とするアドレス空間</u>を証明する審議情報を提出しなければならない。<u>割り振りサイズは、新たな需要を基に決定される。新たな需要には、ユーザー数、組織のインフラストラクチャーの範囲、組織の階層のおよび地理的構造、インフラストラクチャーのセキュリティのためのセグメンテーションおよび、割り振りアドレス空間の設計寿命が含まれる。</u></p>
<p>5.5.1. 割り当てアドレス空間のサイズ</p> <p>JPNIC は、IP 指定事業者および IP 指定事業者から割り振りを受けた ISP が実際にどのアドレスサイズを割り当てるかについて関与しない。そのため、JPNIC は、IPv4 の場合と異なり割り当てサイズを審議するための IPv6 ユーザネットワークの詳細情報を要求しない。ただし、4.4[IPv4 インフラストラクチャーの考慮]で説明した場合や、本文書で定義された利用率を計測する目的がある場合は除く。</p>	<p>5.5.1. 割り当てアドレス空間のサイズ</p> <p>JPNIC は、IP 指定事業者および IP 指定事業者から割り振りを受けた ISP が実際にどのアドレスサイズを割り当てるかについて関与しない。そのため、JPNIC は、IPv4 の場合と異なり割り当てサイズを審議するための IPv6 ユーザネットワークの詳細情報を要求しない。ただし、4.4[IPv4 インフラストラクチャーの考慮]で説明した場合や、本文書で定義された利用率を計測する目的がある場合は除く。</p>

<p>5.9.1. 小規模マルチホーム割り当て</p> <p>現在マルチホームをしている、あるいは3ヶ月以内にマルチホームをする計画がある組織は、マルチホームのためのプロバイダ非依存アドレスの割り当てを受ける資格を有する。</p> <p><i>組織がマルチホームをしているとみなされるのは、その組織のネットワークが複数のISPから常時接続を受け、そのISPのうち最低2つが、1つ以上のルーティングプリフィクスを広告している場合である。</i></p> <p>これらの条件下で行われる最小割り当てサイズは/48である。</p>	<p>5.9.1. 小規模マルチホーム割り当て</p> <p>現在マルチホームをしている、あるいは3ヶ月以内にマルチホームをする計画がある組織は、マルチホームのためのプロバイダ非依存アドレスの割り当てを受ける資格を有する。</p> <p>これらの条件下で行われる最小割り当てサイズは/48である。</p>
<p>5.9.3. クリティカルインフラストラクチャ</p> <p>クリティカルインフラストラクチャへの割り当ては、上記の機能をもつネットワークインフラストラクチャの実際の運用者に対してのみ認められる。レジストリインフラストラクチャを含むネットワークに実際に対応していないレジストラ組織は、本ポリシー下で割り当てを受けることはできない。これらの条件下で行われる最大割り当てサイズは/32である。</p>	<p>5.9.3. クリティカルインフラストラクチャ</p> <p>クリティカルインフラストラクチャへの割り当ては、上記の機能をもつネットワークインフラストラクチャの実際の運用者に対してのみ認められる。レジストリインフラストラクチャを含むネットワークに実際に対応していないレジストラ組織は、本ポリシー下で割り当てを受けることはできない。これらの条件下で行われる最大割り当てサイズは/32である。</p>
<p>6. 参考情報</p> <p><i>IPv6 Address Allocation and Assignment Policy – http://www.apnic.net/policy/ipv6=address=policy</i></p>	<p>6. 参考情報</p> <p><u><i>APNIC Internet Number Resource Policies</i></u> <u>https://www.apnic.net/community/policy/resources</u></p>